

消防災 第 122 号
平成 26 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

} 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について（通知）

消防団の拠点施設は、消防防災用車両や資機材の収納場所であり、災害時は消防団員の参考場所や活動の拠点等として、平常時は消防団員の教育・訓練の場や各種会議の実施場所等として活用されており、消防団の活動にとって重要な役割を果たしております。

消防庁では、東日本大震災の教訓や「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）」の制定をはじめとして、消防団を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、大規模災害時に備え、地域の自主防災組織や住民等との連携強化に資する地域の防災及びコミュニティの拠点施設としての標準的な考え方について整理しました。

なお、整備に当たっては、防災拠点施設（地域防災センター等）及び消防団の拠点施設の機能強化を図るための整備事業が、引き続き、平成 26 年度から平成 28 年度まで緊急防災・減災事業債の対象とされること、また、地域防災拠点としての機能を有する備蓄倉庫の整備事業が新たに消防防災施設整備費補助金の対象とされるなど財政措置の充実を図っているところです。

については、下記の考え方を参考に、拠点施設の整備や機能強化に努めていただくとともに、各都道府県におかれては、市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。）に対して、積極的に助言等を行っていただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 趣旨

各市町村が地域防災の拠点施設を整備するに当たって参考となるよう、「標準的に整備することが必要な施設」と「付加的に整備することが望ましい施設」とに整理するとともに、「設置場所」に関する留意事項を取りまとめたもの。

2 標準的に整備することが必要な施設・機能

（1）地域防災の拠点施設

- ① 大規模災害時において災害活動が長期化する中、活動に専念するための拠点機能の必要性
 - ・ 団員数に応じた十分なスペースを備えた待機室や広間等の整備

(台所や収納場所に加え、団員 1 人当たり 1m^2 ～ 1.5m^2 程度を目安として必要なスペースを確保)

- ・ 発災直後の初動対応に必要な期間の活動に必要な非常用備蓄物資や発電機等の整備
- ② 安全管理対策、救助活動及び他機関との連携等に係る団員への教育・訓練の充実及び自主防災組織や地域住民等への防災指導の充実
- ・ 消防学校等で教育・訓練を受けた団員が他の団員に対し行う教育・訓練や自主防災組織等及び地域住民向けの教育・訓練に活用できる研修室の整備
(待機室や広間と兼ねることができるものとし、団員に対し、教育・訓練をスクール形式等で行うことを想定した十分なスペースを確保)
- ③ 「消防団の装備の基準」の改正に基づく、安全装備品や救助資機材等の充実
- ・ 消防団が使用する車両や新たな資機材の収納場所の整備
(整備される車両に応じた車庫スペースの確保及び平成 26 年 2 月 7 日消防庁告示第 2 号による改正後の「消防団の装備の基準（昭和 63 年消防庁告示第 3 号）」に基づく個人装備や資機材が格納できる十分なスペースを確保)
- ④ 情報収集や他機関との情報共有のための機能
- ・ 無線機器等及び災害現場からの情報を収集し共有するための設備の整備
- ⑤ 女性消防団員の増加
- ・ 女性用トイレ・更衣室の設置
(更衣室の設置が困難な場合は、間仕切り等で仕切りを行う)
- ⑥ 自主防災組織等や地域住民と連携した災害対応の重要性
- ・ 住民や自主防災組織向けの備蓄物資や資機材を収納する備蓄スペースの整備
 - ・ 自主防災組織等の会議や研修のための研修室の整備
- ⑦ 市町村等の防災部局との連携強化
- ・ 市町村の防災拠点施設の整備

(2) 消防団拠点施設

上記①から⑤を参照

3 必要に応じて、付加的に整備することが望ましい施設・機能

- ① 火災予防啓発活動等の準備に資する女性消防団員等の活動スペース
- ② 大規模災害時の寝泊まりや、地域住民の緊急避難場所となり得るスペース、シャワー等の機能（困難な場合は、エアーテントや寝袋の整備）
なお、トイレについては、住民の利用が可能なよう、出入口を外側に設けることも検討。

4 設置場所

- ① 大規模災害時に、拠点機能を維持するための設置場所
 - ・ 想定される災害による影響が比較的少ない場所
 - ・ 沿岸部については、津波浸水想定地域を避け、高台に設置
 - ・ 周辺に、危険を及ぼす恐れのある建築物・工作物などがないこと
 - ・ 拠点施設への延焼を避けるため、木造住宅密集地域の近隣を避けること
 - ・ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所
 - ・ 水利の確保の観点から、貯水槽等に隣接した場所

② 訓練等を行うに当たっての利便性の確保

- ・ 訓練スペースや宿泊場所（テントの設置）の確保のため、広場や（防災）公園に隣接した場所

③ 自主防災組織との連携（消防団の拠点施設のみの整備）

- ・ 自主防災組織の拠点や備蓄倉庫に隣接した場所

一方で、設置場所については、通常の火災等の場合には、即座に消火等の対応をするには、団員の住居や勤務先に近い方が利便性が高いこともあり、拠点施設の整備に当たっては、これらの項目を考慮しつつ、適切な場所に設置することが望ましい。

5 地域防災の拠点施設の管理方法

災害時の自主防災組織等との連携や消防団による防災指導の充実強化の観点から、地域の実情に応じ、施設全体を共同で管理することが望ましいこと。

＜参考＞

「地域防災の拠点施設」イメージ図

備蓄スペース (地域住民向けの 食料や資機材の 保管庫)	消防防災用車両の収納スペース	
	資機材の収納スペース	
	情報機器	男性用 更衣室
待機室、広間、 研修室等		男性用 トイレ
・台所や収納場所に加え、団員1人 当たり1m ² ～1.5m ² 程度を目安 又は ・団員に教育・訓練をスクール形式 等で行うことを想定した十分な スペースを確保		女性用 更衣室
自主防災組織等の 活動スペース 等		女性用 トイレ

「消防団拠点施設」イメージ図

消防防災用車両の収納スペース		
資機材の収納スペース		
シャワー等	情報機器	男性用 更衣室
女性消防団 員等の活動 スペース等	待機室、広間、 研修室等	男性用 トイレ
		女性用 更衣室
		女性用 トイレ

附加施設

装備の充実・強化

概要

- 平成26年3月28日消防庁防災課長通知
 - ・ 消防団拠点施設及び地域防災組織の拠点施設について、大規模災害時に備え、地域の自衛防災組織や住民等との連携強化に資する地域の防災及びコミュニティの拠点施設としての標準的な考え方について整理
 - ・ 防災拠点施設及び消防団の拠点施設の機能強化を図るための整備事業が平成26年度から平成28年度まで緊急防災減災事業債の対象
 - ・ 地域防災拠点としての機能を有する備蓄倉庫の整備事業が新たに消防防災施設整備費補助金の対象

- 大規模災害時に長期間の活動を行うための拠点機能

- ⇒ 待機室や広間等の整備
- ⇒ 非常用備蓄物資や発電機等の整備
- 消防団員への教育・訓練の充実
- 消防指導の充実
- ⇒ 団員や地域住民向けの教育・訓練に活用できる研修室
- 安全装備品及び救助資機材等の充実
- ⇒ 消防団が使用する車両や新たな資機材の収納場所の整備
- 情報収集や他機関との情報共有のための機能
- ⇒ 無線機等及び災害現場からの情報を収集し共有するための設備の整備
- 女性消防団員の増加
- ⇒ トイレ・更衣室の設置(更衣室の設置が困難な場合は、間仕切り等で仕切りを行う)

地域防災の拠点施設

備蓄スペース (地域住民向けの 食料や資機材の 保管庫)	消防防災用車両の収納スペース
※ 消防防災施設整備費 補助金においては30m以上	資機材の収納スペース
情報機器	男性用 更衣室
待機室、広間、 研修室等	男性用 トイレ

台所や収納場所に加え、団員1人 当たり1m ² ～1.5m ² 程度を目安 又は ・団員に教育・訓練をスクール形式 等で行うことなどを想定した十分な スペースを確保	女性用 更衣室
・女性用 トイレ	女性用 更衣室
シャワールーム	男性用 更衣室

消防団拠点施設

消防防災用車両の収納スペース	資機材の収納スペース
情報機器	待機室、広間、 研修室等

付加施設